



居宅介護支援

ハッピーケアプランサービス

お問い合わせ先

奈良市六条3-1-15  
tel. 0742-46-8819

ACCESS

お車の場合

近鉄橿原線「西ノ京」駅より富雄川方面へ約5分

電車の場合

近鉄橿原線「西ノ京」駅より徒歩約15分



高齢者福祉  
医療サービス



居宅介護支援

ハッピー  
ケアプランサービス

この町でこれまで通り、  
その人らしさをサポートします！

ハッピーサービスグループ

Happy Service Group

〒630-8043 奈良市六条3-1-15 tel. 0742-52-8880 fax. 0742-52-8881

デイサービス  
事業

ハッピーデイサービスセンター  
〒630-8043 奈良市六条2-7-28  
tel. 0742-52-8870 fax. 0742-52-8828

ハッピーデイリハビリ館 西ノ京  
〒630-8043 奈良市六条2-3-12  
tel. 0742-52-8811 fax. 0742-52-8812

ハッピーデイリハビリ館 大安寺  
〒630-8144 奈良市東九条町1448-1  
tel. 0742-63-8864 fax. 0742-63-8865

リゾートデイサービス ハッピーライフ  
〒630-8044 奈良市六条西1-1-33  
tel. 0742-52-8837 fax. 0742-52-8838

リゾートデイサービス ハッピーライフ plus  
〒630-8043 奈良市六条2-10-9  
tel. 0742-52-8825 fax. 0742-52-8826

居宅介護支援  
事業

ハッピーケアプランサービス  
〒630-8043 奈良市六条3-1-15  
tel. 0742-46-8819 fax. 0742-46-8740

訪問看護  
リハビリ事業

訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション  
〒630-8043 奈良市六条2-18-1  
tel. 0742-52-8804 fax. 0742-52-8805

老人ホーム  
事業

有料老人ホーム ハッピーガーデン 西ノ京  
〒630-8043 奈良市六条2-9-39  
tel. 0742-52-8860 fax. 0742-52-8861

有料老人ホーム ハッピーガーデン 大安寺  
〒630-8144 奈良市東九条町1448-1  
tel. 0742-63-8863 fax. 0742-63-8865

有料老人ホーム ハッピーガーデン 京西  
〒630-8033 奈良市五条3-20-8  
tel. 0742-52-8875 fax. 0742-52-8876

児童発達支援・  
放課後等  
デイサービス事業

発達支援リハスタジオ ハッピーリング 西ノ京  
〒630-8043 奈良市六条3-1-15  
tel. 0742-52-8882 fax. 0742-52-8883

保育所等  
訪問支援事業

発達支援リハスタジオ ハッピーリング plus  
〒630-8043 奈良市六条2-10-15  
1F: tel. 0742-52-8835 fax. 0742-52-8836  
2F: tel. 0742-52-8850 fax. 0742-52-8851

発達支援リハスタジオ ハッピーリング with  
〒630-8043 奈良市六条2-6-1  
tel. 0742-52-8866 fax. 0742-52-8867

2023年6月  
OPEN

ハッピーサービスグループ  
Happy Service Group



# 居宅介護支援 ハッピーケアプランサービス



## サービスを利用する手順

### ● 申請から利用までの流れ

Step 1

#### 市町村の窓口申請

サービスの利用を希望する人は、市町村の担当窓口にて「要介護認定」の申請をしましょう。  
申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできます。



#### 申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書  
介護保険被保険者証  
健康保険被保険者証  
(第2号被保険者の場合)

Step 2

#### 要介護認定が行われます

##### ● 認定調査 / 医師の意見書

市町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。  
聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。  
また本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

##### ● 審査・認定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保険、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。



## 日常生活や介護の事で困りではありませんか？

私たちケアマネジャーは、常にご利用者の立場に立って、公正・中立にサービスが提供されるようにケアプランを作成させていただきます。  
あなたの思いやご希望、やりたい事、お困り事を私たちに話してくださいませんか？  
「自分らしい」生活を私たちがサポートさせていただきます。



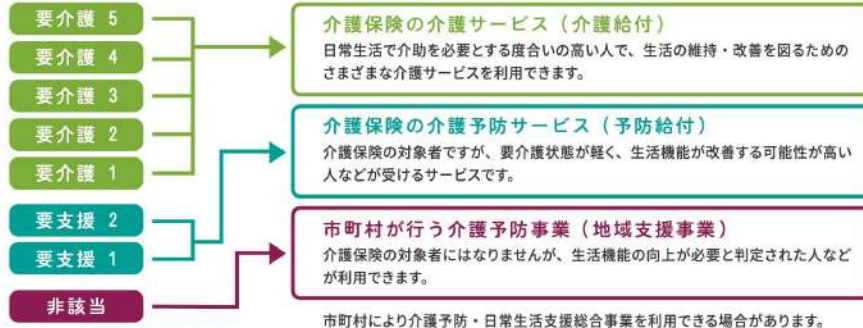
Step 3

#### 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市町村から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。

##### 要介護状態区分

##### 利用できるサービス



Step 4

#### ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、在宅の場合は居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。  
要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。  
サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。



Step 5

#### サービスを利用します

サービス事業者に保険証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。  
ケアプランにもとづいたサービスの利用者負担は原則として費用の1～3割です。

## 介護保険も適切に利用できるようにします

居宅介護支援事業所とは、ケアマネジャーが介護の必要な方やそのご家族の相談にのり、地域関連事業所との“かけ橋”となる存在です。  
適切な介護サービスを利用することで、本人の生活の質を改善し、またご家族の負担を減らすことができます。  
介護保険についてよくわからない方、疑問を持っている方、現状にお困りの方、介護保険の入り口としてご利用ください。



## アドバイスとケアプランの作成をします

ハッピーケアプランサービスでは、平成15年の開設当初より、ご利用者様・ご家族様に合ったきめ細やかなケアプランを作成し、地域の高齢者に寄り添う存在になることを目指してきました。  
まずはお気軽にお電話ください。